

平成 30 年度第 2 回海老名市市民活動推進委員会 次第

日時 平成 30 年 9 月 28 日（金）10 時～

場所 海老名市役所 7 階 707 会議室

1 開会

2 あいさつ

堀尾委員長

3 報告

平成 30 年度補助金交付団体の事業視察について・・・資料 1

4 議題

(1) 平成 31 年度市民活動推進補助金制度の運用について・・・資料 2

(2) 市民活動推進補助金交付団体への活動調査について・・・資料 3

(3) 今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・資料 4

5 その他

6 閉会

◆次回の市民活動推進委員会

日時 平成 30 年 10 月 30 日（火）予定

場所 707 会議室 予定

内容 平成 31 年度市民活動推進補助金制度について



平成 30 年度海老名市市民活動推進補助金  
交付団体事業視察 報告書

1 日時

平成 30 年 7 月 14 日（土） 10 時から 10 時 30 分まで

2 視察団体

（一社）海老名扇町エリアマネジメント

補助金交付金額 145,000 円（発展区分）

3 視察事業

講演会事業（「パパのための防災講座～イザ！という時に頼れる父になる～」）

4 視察場所

扇町パブリエ付近

5 参加者

市民活動推進委員 3 名 堀尾委員長、勝田委員、遠藤委員

事務局 2 名 中島課長、井上

6 結果

平成 30 年度初めて市民活動推進補助金を活用した団体である。

当初は、参加者を 100 名と計画していたが、猛暑の影響も有り、実際は 36 名の参加であった。また、扇町エリアに居住している方を主なターゲットとしていたが、15 組のうち 5 組が扇町エリアに居住している方であった。

多くの参加者から「防災の学びと BBQ のレクリエーションもあり楽しか

った。また参加したい。」との声があった。

当初の計画通りにいかない部分もあり、事業内容等の見直しも必要であるように感じられた。



平成 30 年度海老名市市民活動推進補助金  
交付団体事業視察 報告書

1 日時

平成 30 年 7 月 29 日（日）19 時から 20 時まで

2 視察団体

福島と海老名の子ども交流実行委員会

補助金交付金額 210,000 円（発展区分）

3 視察事業

福島と海老名の子ども交流キャンプ

4 視察場所

門沢橋小学校

5 参加者

事務局 井上

※台風の影響から、予定されていたプログラムが実施できない可能性も考慮し、事務局のみの対応とした。

6 結果

19 時 門沢橋小学校家庭科室にて福島・海老名の小学生・団体スタッフで夕食

19 時 20 分 昇降口付近でかき氷

19 時 40 分 校庭で花火を実施

福島の小中学生・海老名の小学生混合で班分けを行い、互いに交流を深めていた。

宿泊に使用する教室では、参加者が教室の貼り紙等を傷つけないよう、予防措置として壁の養生や、使用不可の教室・建物に進入しないよう規制線が貼られる等、随所に配慮がなされていた。

福島の小中学生は、放射能等の影響から屋外で遊ぶこと等、他の地域では当たり前に行っていることが制限されていることが多く、事業を楽しんでいた。

参加している子どもたちは活発に交流を深めており、補助金支出事業に相応しいものであると感じた。



1 補助内容の見直しについて

(1) 備品について

現在、事業終了後に団体の財産となり得るもの（備品）は補助金の対象とならないものとしているが、消耗品と備品の区別が曖昧である。

平成 31 年度市市民活動推進補助金では入門編・発展編について、海老名市財産規則に則った形で 30,000 円までの品物は補助対象として認めて行きたい。また、備品として購入したものは「平成●●年度海老名市市民活動推進補助金より購入」のシールを事務局で用意し、団体が貼り付けることとしたい。

【手引き記載案】

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等
旅費	外部講師・指導者等の事業実施会場までの交通費、宿泊費
印刷製本費	事業についてのパンフレット、ポスター等の印刷製本費
消耗品費	パンフレット用紙、会議資料、活動資料、材料等の費用 ※短期間または、一度の使用で消費されるもの
使用料	会場使用料
賃借料	機材等のレンタル料、バスの借り上げ料
通信費	パンフレットや資料等の送料、会場までの備品の運搬費
<b>備品購入費(※)</b>	<b>30,000 円までは補助の対象とする。</b>

※海老名市市民活動推進委員会により経費として認められない場合も有り

【参考 海老名市財産規則】

海老名市財産規則（抜粋）

（物品の分類）

第 27 条 物品の分類は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 備品 比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えなく使用に耐える物（第 3 号及び第 4 号に掲げる物を除く。）
- (2) 消耗品 通常の方法による短期間の使用によって、その性質又は形状を失うことにより、使用に耐えなくなる物（次号及び第 4 号に掲げる物を除く。）
- (3) 生産物 試験、研究、実習、作業等により生産、製作又は漁獲した物（次号に掲げる物を除く。）
- (4) 動物 獣類、鳥類、魚類等で飼育する物
  - 2 前項第 1 号及び第 4 号の規定にかかわらず、次に掲げる物品は、消耗品とする。
    - (1) 備品に該当する物のうち、取得価格又は評定価格が 30,000 円以下の物（図書館、図書室等に備えて閲覧又は貸し出しに供する図書、資料価値の高い図書、その他保存の必要のある図書を除く。）並びに美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等の破損しやすい物
    - (2) 記念品、ほう賞品その他これらに類する物
    - (3) 実験解剖用の動物
    - (4) 観察用小動物及び試験研究又は種苗放養のため必要な小産動物
    - (5) 前各号に掲げる物のほか、使用目的が特殊なため、市長が備品又は動物として扱うことを不適当と認める物

## (2) 補助割合について

第3回・4回市民活動推進委員会の中で補助割合を検討し、平成31年度春頃に要綱等の改正、予算への反映を行っていききたい。

また、内部で活用している補助金についての調査及び近隣市以外の市町村の補助金等、幅広く調査を行っていききたい。

その他、調査等の実施方法について委員の皆様よりご意見等あれば、事務局までお願いしたい。

### □ 主に検討していききたいこと

#### ① 入門編・発展編の区分について

入門編（上限10万円）・発展編（上限30万円）の2つの場合、金額に差があるため、中間点の補助金制度を更に設けることはどうか（上限20万円）

#### ② 発展編の補助割合について

補助割合を10%ずつ引き下げるもしくは一律上限額を減らすことはどうか

#### ③ 緩和措置について

現在、交付を受けている団体も新しく決まった補助割合を適用するのか、緩和措置を適用するのか。

#### ④ 発展編の趣旨について

補助割合を下げるのであれば、現在の「更に発展する事業」の趣旨であると、ハードルが高いため「事業を継続または発展する団体」という趣旨はどうか。

### 【スケジュール案】

時期	内容
第3回推進委員会	・調査結果の開示 ・補助割合の事務局案の提示
第4回推進委員会	・補助割合の委員会案の作成 ・平成31年度要綱、手引き案の作成
平成31年春頃	・要綱・手引きの確定

## 市民活動推進補助金交付団体への活動調査について

## 1 団体への活動調査について

補助金を既に交付し終えた団体及び今年度申請が無かった団体への活動調査を実施していきたい。  
また、その結果をもとに今後の方針を決定していきたい。

## (1) 活動状況調査について

別紙の調査依頼表案及び調査書案を団体に送付し、調査を実施していきたい。

## (2) 今後の方針について

調査結果をもとに、今後の方針について検討していきたい（新たな補助金制度の確立・協働事業化の実施等）。

## 【今後のスケジュール案】

No.	時期	内容	備考
①	10月上旬～中旬	過去に交付した団体への活動状況調査の実施	・別添依頼文案・調査票案参照 ・調査依頼は今年度補助金交付をした団体以外を対象とする
②	第3回推進委員会以降	調査結果の提示	・今後の方針の検討・決定



海老名市市民活動推進補助金交付団体 各位

海老名市市民活動推進委員会  
委員長 堀尾義矩

海老名市市民活動推進補助金制度に係る調査のご協力について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご利用いただきました海老名市市民活動推進補助金制度は、平成22年度から運用を開始し、今年で9年目を迎えます。

これまでの間、市民活動の健全な発展を促進するため、述べ56の市民活動団体の皆様に、当制度をご活用いただきました。

つきましては、9年目を迎えた当制度について、さらなる市民活動の発展を促進するため、また、より良い制度とするため、当制度をご活用いただきました団体の皆様に、活動調査を実施させていただきたく、日々の活動でご多忙中とは存じますが、当制度を市民活動団体にとってより良い制度にしていくため、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 回答方法

別紙の調査用紙をご記入の上、Fax・メール直接持参にて市役所市民活動推進課までお戻しく下さい。

【Fax 送信先】 046-231-2670

【メール送信先】 shimin-katsudo@city.ebina.kanagawa.jp

【直接持参先】 市役所5階 市民活動推進課窓口（平日8時30分～17時15分）

### 2 回答期限

誠に勝手ながら、平成30年10月 日（ ）までとさせていただきます。

### 3 その他

書ききれない項目がございましたら、調査書裏面の「その他、ご意見等」の部分に書き加えていただきますよう、お願いいたします。その際は、裏面のFax送信を忘れることのないよう、重ねてお願いいたします。

#### 【事務担当】

海老名市市民協働部

市民活動推進課 市民活動推進係

TEL:046-235-4794 / FAX:046-231-2670



## 海老名市市民活動推進補助金調査書

団体名	回答者名	電話番号

※ご記入いただいた内容は、海老名市市民活動推進補助金制度の運用に関わることにのみ使用し、それ以外の目的のために使用いたしません。第3者への情報提供も一切いたしません。

1. 当補助金を活用した時期をご記入ください。 (記載例：平成〇〇年 入門編、平成〇〇年 発展編)
2. 当補助金交付終了後、事業は継続して実施していますか？ はい ・ いいえ 「はい」の場合、実施した事業についてご記入ください。 ※お手数ですが、過去3年以内に行った事業についてご記入ください (記載例：事業実施日・事業内容・参加人数・費用等)
3. 団体の活動は補助金の交付後、どのように変わりましたか？ 発展した点や活発になった点など、具体的にご記入ください。 (記載例：事業の規模・団体メンバー（会員）数・参加者数・活動回数・団体の経済状況等。書類等あれば添付ください)
4. 海老名市市民活動推進補助金について、改善点等ございましたらご記入ください

5. その他、ご意見等があれば自由にご記入ください。(任意回答)

ご協力ありがとうございました。

**【事務担当】**

海老名市市民協働部

市民活動推進課 市民活動推進係

TEL:046-235-4794 / FAX:046-231-2670



## 今後のスケジュールについて

資料 4

月	内容
10月	<p>事業視察</p> <p>①10月2日(火)「それいけ!ママフェスタ実行委員会」 @ウイングス 13:30 団体による事業説明 ※市役所 13:10 発</p> <p>②10月8日(月)「シエスタラボ」 @文化会館 12:00 団体による事業説明</p> <p>部内事業動員の恐れがあるため、事務局帯同の可否については、後日連絡します。</p> <p><b>※市役所より公用車で現地に向かいます。乗車希望される方は事務局まで連絡をお願いします。</b> <b>現地集合を希望される方は、事業説明前までに会場に集合いただきますようお願いします。</b></p> <p>第3回市民活動推進委員会</p>
11月	<p>事業視察</p> <p>①11月10日(土)「アレルギーサークルデイジー」 ②11月21日(水)「NPO 法人海老名ガイド協会」</p> <p>第4回市民活動推進委員会</p>
12月	<p>事業視察</p> <p>①12月9日(日)「Piccolini」 ②12月15日(土)「海老名で第九歌おう会実行委員会」</p> <p>補助金説明会(案)</p> <p>①12月7日(金) 14時～ 海老名市役所7階 701会議室 ②12月8日(土) 10時～ 市民活動センター ビナレッジ 301～302会議室</p> <p>事前相談期間(案) 平成30年12月10日(月)～平成30年12月25日(火)</p>
1月	<p>審査申込受付期間(案) 平成31年1月8日(火)～平成31年1月18日(金)</p> <p>各委員へ書類の送付・団体への質問受付 1月下旬頃</p>

2月	<p>団体からの回答受付・各委員へ回答の送付 2月上旬頃</p> <p>諮問・1次審査（書類審査）（案）</p> <p>候補日 ①2月12日（火）10時00分～ ②2月13日（水）10時00分～ ③2月14日（木）10時00分～</p> <p><b>※いずれかの日程でお願いします。</b></p>
3月	<p>2次審査（プレゼンテーション審査）（案）</p> <p>候補日 3月9日（土）9時30分～</p> <p>市長への答申 3月中旬～下旬</p>

他市との比較

参考

海老名市 市民活動推進補助金

区分	趣旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
入門編	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業。		10万円	1団体につき、1回のみ交付とする。	事業終了後に団体の財産となり得るものは不可。 (衣装や楽器、電子機器等)			0団体	1団体	1団体	4団体	3団体
発展編	団体がこれまでに行ってきた活動の拡充を図る事業、又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業。		30万円	1団体につき3回まで交付できる。ただし、当該年度に1回のみ交付とする。		なし		5団体	6団体	6団体	4団体	7団体

大和市 市民活動推進補助金

区分	趣旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
めばえ	活動をこれから始める、または、始めたばかりの皆さんに対する補助です。【団体補助】		5万円	1申請者につき1回まで	「めばえ」については、団体の活動初期に必要な備品費（パソコンや机等）も経費として基準・上限無しで含めることができる。はくぐみは事業補助なので認めない	なし。 インターネットや団体からの自主的な報告で活動の可否を把握している	近隣市と比べるとめばえの上限額が低いいため、上限額を引き上げる予定がある	2団体	0団体	0団体	3団体	0団体
はくぐみ	すでに活動をしている皆さんが、より活動を発展させるための補助です。【事業補助】		20万円	1事業につき1回まで				2団体	2団体	1団体	2団体	0団体

綾瀬市 きらめき補助金

区分	趣旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
いぶき	活動をはじめたばかりの団体が勇気をもって市民活動に取り組むための支援	設立1年未満の団体	10万円	1団体1回まで	物品のうち、取得価格又は評価額が5万円（単備）以上のもはレンタル等に対応。	なし。		3団体	2団体	0団体	1団体	1団体
はくぐみ	既に活動している団体の活動を一層充実・発展するための支援	設立1年以上の団体	20万円	1事業につき3回まで				6団体	7団体	5団体	6団体	3団体
はばたき	既に活動している団体が地域社会での広がりを目指し他の団体と協働で活動を行うための支援	設立1年以上の団体 2団体以上で事業を実施	50万円	1事業につき5回まで	経常費用は認めないが、事業で使用するものであれば認める			0団体	0団体	0団体	0団体	1団体

平塚市 ひらつか市民活動ファンド

区分	趣旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
入門		今までに、ひらつか市民活動ファンドの助成を受けたことがなく、助成金を必要とする事業に取り組む団体を対象とします。	10万円	1団体につき1回	5万円以上の備品や器具を購入する際は、申請時に要相談。	なし。 交付期間中に、今後の活動を含めた相談を実施し、行政へのアプローチ（委託等）を打診している。「団体の自立」がメインのため、市が積極的に介入するのではなく、団体が働きかけるというスタンスをとる。市と協働事業を行っている団体もいくつかある。	H26に補助割合の段階的な引き下げを実施した。引き下げを行ったことにより、申請時等、団体が自主財源を意識するようになった。実際に、2・3年経つと成長している団体もあるため、現状は段階的に10%引き下げている。50%に引き下げた場合、その場合団体が消滅する可能性がある。	4団体	2団体	1団体	3団体	3団体
発展		活動をさらに発展させていこうとする団体や、新たな事業を展開しようとする団体などを対象とします。 ※設立後、1年以上経った団体が対象。	50万円 ※事業費の助成割合の制限あり。 (1回目90%、2回目80%、3回目70%)	1団体につき3回	助成金により購入した備品には、「公益信託ひらつか市民活動ファンド」からの助成対象である旨の表示義務あり。			6団体	3団体	3団体	3団体	7団体

藤沢市 公益的市民活動助成事業

区分	趣旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
学生や若者を中心とする団体	藤沢市民を対象とした公益的な市民活動を行う団体が「組織基盤を強化するための取組み」を対象とする。	団体の要件代表者や学生又は若者であり、かつ、8割以上の構成員が学生又は若者であること。	15万円 (団体の予算額の90%以内)	1団体につき2回まで ※過去の助成制度での助成回数を含む	【若者】 15万円の助成金の中で、組織基盤強化と認められるものであれば、備品購入の制限は無し。 【一般】 助成金の中で10万円以内	なし。 個別相談などを実施	補助割合の段階的な引き下げにより、団体の自立につながっていると考えている。補助割合の見直しは3年に1度の頻度で定期的に行っている。	6団体	5団体	4団体	4団体（一般） 1団体（学生）	4団体（一般） 2団体（学生）

相模原市 市民・行政協働運営型市民ファンド ゆめの芽

区分	趣旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
ファーストステップコース	活動の初動期を支援するための助成	設立後3年未満の団体（応募日現在）	総事業の90%以内で10万円以内。 ※学生主体の場合には100%以内で助成	同一の団体が、3回まで助成を受けることができます。	経常費用は不可とし、審査会で事業を実施するためには認められている（パソコン・移動図書館装飾品も認められた）。	なし。		10団体	7団体	5団体	6団体	4団体
ステップアップコース	活動をブラッシュアップし発展させるための助成	設立後3年以上の団体（応募日現在）	総事業の80%以内で50万円以内。	同一の団体が3回まで受けることができます。		なし。 年度末に行う事業報告会にて審査員よりアドバイスをしている		12団体	7団体	11団体	12団体	7団体



参考

海老名市市民活動推進補助金 交付状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
申込団体	12団体	13団体	10団体	12団体	10団体	9団体	7団体	11団体	15団体
申込金額	1,462,250円	2,255,880円	1,682,600円	1,747,000円	2,057,000円	2,180,000円	1,716,400円	1,700,000円	3,392,000円
交付団体	4団体	7団体	4団体	5団体	5団体	7団体	6団体	8団体	10団体
交付確定金額	430,500円	1,115,424円	803,419円	1,200,000円	1,167,000円	1,560,000円	1,300,000円	1,461,000円	1,800,000円(予定額)
交付団体名	ライブビートストリート海老名	生きがい発見塾	混合療育を考える会	と金ネットワーク	海老名女性支援電話「そよ風」	生きがい発見塾	生きがい発見塾	永池川川歩きの会	Piccolini
	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	生涯学習研究発表会実行委員会	生きがい発見塾	えびなパソコンサポートボランティア	えびなパソコンサポートボランティア	大谷四区親睦会	えびなアレルギーサークルデイジー
	海老名女性支援電話「そよ風」	かながわ子育て情報局	ライブビートストリート海老名	Sapling Music Park Ebina	えびなパソコンサポートボランティア	Sapling Music Park Ebina	えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	シエスタラボ
	かながわ子育て情報局	ライブビートストリート海老名	かながわ子育て情報局	混合療育を考える会	Sapling Music Park Ebina	リーベン	特定非営利活動法人 grand-mere	特定非営利活動法人 海老名ガイド協会	大谷四区親睦会
		海老名女性支援電話「そよ風」		海老名セーフティー・ベリール協議会	公民館まつり実行委員会	福島と海老名の子ども交流実行委員会	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校	IDEA education (アイデアエデュケーション)	(一社)海老名扇町エリアマネジメント
		混合療育を考える会				えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校	それいけ！ママフェスタ実行委員会
		河骨保護の会				特定非営利活動法人 やさしくなろうよ		特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	海老名で「第九」を歌おう会実行委員会
								男女平等市民の会・海老名	NPO法人海老名ガイド協会
								NPO法人えびなの森の楽校	
								福島と海老名の子ども交流実行委員会	



30  
年度

# 海老名市 市民活動推進補助金 (審査申込の手引き・審査申込書)



海老名市イメージキャラクター えび~にゃ

平成29年11月

海老名市 市民活動推進課

## 目次

P. 1	.....	海老名市市民活動推進補助金
P. 2	.....	制度の対象となる団体
P. 3	.....	制度の対象となる事業
P. 4	.....	助成の区分と上限金額、交付回数
P. 5	.....	対象となる経費 対象とならない経費
P. 6	.....	審査申込方法
P. 7	.....	提出書類 事前質問・回答
P. 8	.....	審査の方法
P. 9	.....	審査基準
P. 10	.....	補助金交付申請書の提出 補助金交付決定通知、補助金請求書の提出 補助金交付 事業変更の制限 活動の報告 補助金の返還
P. 11	.....	審査申込から補助金交付までのスケジュール
P. 12	.....	その他
P. 13	.....	審査申込書の記入例

# 平成30年度 海老名市市民活動推進補助金

## ◀ 審査申込の手引き・審査申込書 ▶

### ● 市民活動推進補助金制度とは

海老名市では、市民活動団体と協働し、豊かで活力ある地域社会を形成するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。

海老名市市民活動推進補助金制度は、この条例に基づき、市民のみなさんの自主的に公益性のある市民活動を財政的に支援する制度です。

### 審査申込期間

**平成30年1月9日（火）～平成30年1月19日（金）**

※受付時間は平日の 9時 から 17時 まで

補助金の交付を受けようとする団体は、審査申込期間内に必要書類を提出してください。

### 審査申込方法

**審査申込書類を市民活動推進課（市役所5F）へ提出**

（提出時は書類確認に時間を要するため、電話による予約が必須です。

詳細はP6を参照してください。）

### 審査申込書類 入手方法

市民活動推進課窓口、えびな市民活動センター、市内各コミセン、海老名市文化会館等で配布するほか、市ホームページからダウンロード可能です。

### 制度説明会

※参加は自由です

- ① 平成29年12月 8日（金） 10時～ 海老名市役所7階 703会議室  
14時～ 海老名市役所7階 703会議室
- ② 平成29年12月 9日（土） 10時～ えびな市民活動センター  
ビナレッジ301～302会議室

【内容】 制度の概要、対象事業、審査申込書類の書き方などについて説明します。

※いずれかの説明会に参加してください。参加していない場合でも、補助金審査申込は可能です。

### 事前相談期間

**平成29年12月11日（月）～平成29年12月25日（月）**

審査申込書類の書き方や、申込する事業内容について相談を受け付けます。制度の概要が良く分からない方や、ご自身の団体活動が補助金の対象となり得るか、といった各種ご相談があれば、この期間にお越しくください。

※相談は事前予約制です。必ず事前に市民活動推進課までお申込みください。

※受付時間は平日の 9時 から 17時 まで

### お問合せ先

海老名市役所 市民活動推進課 市民活動推進係（市役所5F）

TEL 046-235-4794 FAX 046-231-2670

制度について、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

## 1

## 制度の対象となる団体

次の①～④のすべての要件に該当するボランティア活動団体、特定非営利活動法人、自治会等の市民活動団体が審査申込できます。

- ① 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業を実施していること。
- ② 3人以上で構成していること。
- ③ この補助金を受けるに当たり、審査申込から結果報告まで責任を持って事業を実施できること。
- ④ 団体の運営に際し、この補助金だけでなく、自主財源（会員会費、事業の参加費など）を確保しており寄附金を募ったりする等、団体の運営について自立している（しようとしている）こと。

**公益性のある事業とは？**

広く市民が利益を受けられる活動です。

趣味的な活動やサークル活動、団体の会員だけが利益を得る活動は対象になりません。

<事業例>

- ・医療、福祉に関する事業
- ・環境保護に関する事業
- ・広くスポーツ、教育に関する事業
- ・文化活動に関する事業
- ・姉妹都市交流に関する事業
- ・地域づくり、共助・防災活動に関する事業 など

<平成29年度交付事業例>

	内容	補助金の使途
①	<b>身体の不自由な障がい者や高齢者のための福祉バイオトイレを使用した外出時のトイレ支援啓発活動</b> 障がい者用トイレがない、または不足しているイベントなどに福祉バイオトイレを使用し、身体の不自由な方のトイレ支援活動を行う。	交通費、賃借料、会場費、など
②	<b>えびなっ子わくわくフェスタ2017</b> 男性の育児参加や地域活動への促進につながる親子参加型のイベントを開催し、避難生活体験を取り入れて地域の協力体制強化につなげる。	器具のレンタル費、移動ブルーネタリウム委託費、食費など
③	<b>ふぁみりーフェス vol.6</b> マママルシェ、ステージ、飲食販売、子ども縁日など、家族の時間を満喫でき、リフレッシュできる環境を作る。普段の子育てに役立つ情報提供など。	施設使用料、講師謝礼、広報物の作成費など
④	<b>ずっと住み続けたいまち、えびなコミュニティカレッジ</b> 海老名ゆかりの偉人を市民に紹介し、郷土に対するより一層の誇り、愛着をはぐくむための市民講座の開催。	施設使用料、講師謝礼、ポスター・資料の作製費など
⑤	<b>鯉のぼり事業</b> 地域の人々との交流を通じて、地域の融和と活性化を図る。昔ながらの風物詩を継続し、見る人に楽しんでいただく。	材料・消耗品の購入、保険費、地権者への謝礼など
⑥	<b>第2回 森の楽校 緑化フェステバル</b> 広く市民全体に緑を大切にする啓発事業を実施する。	賃借料、材料費など
⑦	<b>永池川リバーウォッチング</b> 永池川的环境保全活動と及び永池川を取り巻く環境について考えるミニフォーラムを実施し、自然の大切さや生物について関心を深める。	講師謝礼、施設利用料、印刷製本費
⑧	<b>“知ることから始めませんか？ LGBT（性的少数者）のこと”講演会</b> LGBTについて、当事者でもある講師を招き、みんなが生きやすい社会をつくっていくための学びの場を提供する。	講師謝礼、施設利用料、チラシ・資料の作成費など

## 2

### 制度の対象となる事業

次の①～②に当てはまる事業が対象となります。

- ① 主として海老名市内で活動し、市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業
- ② 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に実施する事業

※複数年度に渡って実施する事業も補助の対象となります。

ただし、補助金を審査申込できる費用は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に必要なものに限ります。

#### ※ 対象にならない事業 ※

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業
  - ① 宗教の教義を広めること。
  - ② 宗教の儀式行事を行うこと。
  - ③ 宗教の信者を教化育成すること。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいいます。以下同じです。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 海老名市の他の補助制度を利用している事業

### 3 助成の区分と上限金額、交付回数

団体の状況に応じ、2種類の区分があります。区分の概要については、下記の表のとおりです。

	入門編	発展編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体がこれまでに行ってきた活動の拡充を図る事業、又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業
補助金の額	<b>上限 10万円</b>	<b>上限 30万円</b>
補助金の交付回数 (※)	1団体につき、1回のみ交付とする。	1団体につき3回まで交付できる。 ただし、当該年度に1回のみ交付とする。

**備考** 当該年度に審査申込できるのは、入門編または発展編のいずれかの区分で1事業のみとします。

#### ※ 注意 ※

- ・海老名市市民活動推進委員会の審査結果をもとに、予算の範囲内で交付事業、交付金額を決定するため、審査申込金額を減額して交付することもあります。
- ・海老名市市民活動推進委員会の審査結果により、審査申込時の区分（入門編・発展編）を変更させていただく場合があります。
- ・千円未満の端数は切り捨てとします。

## 4

## 対象となる経費

補助金の対象となる経費は、**事業を実施するために直接必要な経費**です。

審査申込時に提出する予算書に記載する際、「この科目に補助金を充てます」ということが分かるよう、「補助金を充当」欄に必ず「○印」を付けてください。

## ● 対象となる経費の例

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等
旅費	外部講師・指導者等の事業実施会場までの交通費、宿泊費
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費
消耗品費	パンフレット用紙、会議資料、活動資料、材料等の費用 ※短期間または、一度の使用で消費されるもの
使用料	会場使用料
賃借料	機材等のレンタル料、バスの借り上げ料
通信費・運搬費	パンフレットや資料等の送料、会場までの備品の運搬費

**事業を実施するために直接必要なものとは？**

「これが無ければ、申請する事業を実施できない」という費用です。

団体の日常的な活動にかかる費用は、対象外です。

## 5

## 対象とならない経費

次の経費は、補助金の対象とはなりません。

審査申込時に提出する予算書に記載しても構いませんが、「補助金を充当」欄には○印を付けなくてください。

## ● 対象とならない経費の例

団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体のパンフレットの紙代・印刷代、構成員への郵送代
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打ち合わせ時の飲食費
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼
団体の備品購入費 (事業終了後に団体の財産となりえるもの)	衣装や楽器、電子機器等の購入費 (レンタルの場合は、賃借料として対象とみなす。)

## 6

## 審査申込方法

次のとおり審査申込してください。

審査申込書類は、審査の対象となりますので、正確に記入してください。

## ① 審査申込期間

平成30年1月9日（火）～平成30年1月19日（金）

9時から17時まで ※土・日・祝日は除きます。

## ② 審査申込方法

**(1) 必ず事前に市民活動推進課へ電話の上、予約をしてから審査申込にお越しください。**

(2) 予約した日時に市民活動推進課の窓口へ、審査申込書類を持参してください。

※郵送による審査申込はできません。

※書類の内容を確認させていただきますので、説明できる方がお越しください。

※提出書類の内容確認には、1時間程度を要する場合があります。また再提出をお願いすることもありますので、お早目に予約・提出をお願いいたします。

## ③ 提出書類

次ページの書類を提出してください。書類の作成は、手書きでもパソコンでも構いません。

ただし、A4サイズで作成してください。

なお、審査申込に必要な書類は、市のホームページからもダウンロードできます。

**□ 審査申込前に個別相談期間を設けます！（期間：12/11～12/25）**

制度説明会の実施後に、申請に関する相談などを受け付けます。個別相談を希望される方は、必ず事前に市民活動推進課へ電話の上、予約してからお越しください。

※ 受付時間は 平日の 9時 から 17時 まで

<相談内容の例>

- ・自分たちの活動内容は補助金の対象となるのか？
- ・補助金審査申込書をどのように書いたらよいか？
- ・補助金の対象となる経費について、もっと詳しく知りたい 等

※その他、審査申込や団体の運営に当たってお困りのことがあれば、ご相談ください。

## 7

### 提出書類

#### ① 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）

- ・「事業の名称」は、簡潔で内容が分かりやすい名称をつけてください。
- ・「補助金交付審査申込額」は、審査申込する補助金の額を正確に記入してください。
- ・「事業内容」は、事業内容を分かりやすく、記入してください。長い文章にせず、要点を押さえた短い文章で、小見出しや箇条書きなどを使ってください。
- ・「事業を実施することによる効果」は、事業が完了した時に実現できている状況を想定して記入してください。

#### ② 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）

- ・金額を積算した根拠（単価や内訳）を「説明」欄に必ず記入してください。  
**これを基に補助金額を査定します。できる限り詳細に記入してください。**
- ・海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書との整合性を取ってください。
- ・本紙P5の「4 対象となる経費」と「5 対象とならない経費」を参考にしてください。
- ・補助金を充てる科目は、「補助金を充当」欄に○印を付けてください。

#### ③ 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）

- ・団体の活動内容を記入してください。
- ・前年度の決算状況とは、原則平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）のものを記入してください。決算期間が年度単位でない場合は、決算期間となる日付を記入してください。

#### ④ 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの

- ・必ず最新のものを提出してください。
- ・同一人物が複数の役職に就いていることがないように努めてください。

#### ⑤ 団体の役員名簿又はこれに類するもの

- ・必ず最新のものを提出してください。

#### ⑥ 団体の活動がわかる書類

- ・会報紙や事業のチラシ、その他団体の活動内容が分かる発行物などがあれば提出してください。

## 8

### 事前質問 ・ 回答

ご提出いただいた書類は、審査の前に海老名市市民活動推進委員が確認いたします。  
確認をした際に質問事項が出た場合には、2月上旬に申請団体へ質問票を送付いたします。

質問に対し、指定する期限（2月中旬予定）までにご回答をいただきますようお願いします。  
※非常にタイトなスケジュールとなりますが、ご協力をお願いいたします。

補助事業の審査は、一次審査（書類審査）・二次審査（プレゼンテーション審査）があり、公募委員等で構成する海老名市市民活動推進委員会が行います。

### ● 一次審査（書類審査）

審査申込書類をもとに審査基準をクリアしているかを審査し、40点満点中24点以上の点数を獲得した団体が、プレゼンテーション審査へ進めます。

審査の結果、24点に満たなかった場合、プレゼンテーションには、参加できません。

審査申込書類をもとに審査するため、分かりやすく正確に記入してください。

一次審査の可否通知は、2月下旬頃を予定しています。

### ● 二次審査（プレゼンテーション審査）

書類審査の結果、プレゼンテーション審査の対象となった団体に審査申込事業をアピールしていただきます。必要な機材（パソコン・プロジェクターなど）があればご相談下さい。

また、このプレゼンテーションは、どなたでも見学できます。

- ① 審査基準に基づき、海老名市市民活動推進委員が審査し、順位付けを行います。
- ② 順位が上位の団体から順に、予算の範囲内で審査申込金額を審査します。
- ③ 海老名市市民活動推進委員会は、審査の結果を市長に答申します。  
市長は、その答申を受けて、補助事業及び補助金額を認定します。
- ④ 審査結果は、可否に関わらず、後日通知いたします。（3月下旬頃を予定しています。）

#### ▼日 時

平成29年3月17日（土）※予定

#### ▼場 所

海老名市役所 ※予定

#### ▼事前提出資料

プレゼンの概要をまとめた資料等、発表に使用する資料を事務局が指定した期日（決定通知から2週間程度）までに提出してください。

資料はA4サイズで作成してください。手書きでもパソコンで作成しても構いません。

#### ▼発表方法

発表は7分以内で形式は自由です。

##### （1）発表時間 1団体7分

※発表の順序は事務局が決定します。審査を公平に行うため、発表が7分間を越えた場合は、発表の途中であっても、終了していただきます。

##### （2）質問時間 1団体8分程度

## 10 審査基準

5点	4点	3点	2点	1点
良い	どちらかというが良い	普通	どちらかというが悪い	悪い

書類審査の基準は、次の8項目です。

書類審査では、各項目について、採点を行います（40点満点）。

	審査基準	審査の視点	点数
委員会で 審査	公益性	多くの市民が事業の効果を受けられる事業か。	5点
	自立性	資金について、補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか。	5点
	計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか。	5点
		事業の予算に無理がなく、積算も適性であるか。	5点
	発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか。	5点
	地域性	市民や地域のニーズを的確にとらえた、社会的に必要性のある事業であるか。	5点
	先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果が期待できるか。	5点
	団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか。	5点

プレゼンテーションの審査基準は、次の9項目です。

プレゼンテーションでは、各項目について、採点を行います（45点満点）。

	審査基準	審査の視点	点数
委員会で 審査	公益性	多くの市民が事業の効果を受けられる事業か。	5点
	自立性	資金について補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか。	5点
	計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか。	5点
		事業の予算に無理がなく、積算も適性であるか。	5点
	発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか。	5点
	地域性	市民や地域のニーズを的確にとらえた、社会的に必要性のある事業であるか。	5点
	先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果が期待できるか。	5点
	団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか。	5点
	熱意・意欲	団体の熱意や意欲が感じられるか。	5点

## 11 補助金交付申請書の提出

- ① 一次審査及び二次審査を経て補助金交付団体として認定された団体で、補助金の交付を受けようとする場合は、「海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）」を提出してください。
- ※ 上記の申請書は、二次審査の結果通知に同封します。

## 12 補助金交付決定通知・補助金請求書の提出・補助金交付

- ① 海老名市長は、補助金交付申請書の提出があった団体に対して、補助対象事業及び補助金額を決定し、通知します。
  - ② 補助金交付決定通知を受けた申請団体は、補助金の請求書を事務局へ提出します。
  - ③ 諸手続きが完了した後、1箇月程度で補助金は指定口座に入金されます。
- ※ 申請団体は、決定された補助金額と申請額とに差異があり、事業実施が困難と判断した場合は、補助金の交付を辞退することができます。

## 13 事業変更の制限

補助の決定を受けた事業は、補助金の交付を辞退する以外に、その内容及び予算の配分を変更（廃止）することはできません。特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。

※事業の内容・予算は、審査申込時に十分、検討してください。

## 14 活動の報告

補助を受けた団体は、事業が終了したときは、海老名市市民活動補助金実績報告書（第10号様式）及び海老名市市民活動補助金収支決算書（第11号様式）を事業終了から起算して20日以内に提出して下さい。

また、補助団体と事務局との諸手続きが終了した後、補助団体は実施結果を公開して頂きます。また、**事業を行う際に市民活動推進補助金を受けていることを明記し**、団体員全員への周知と一般市民への周知をしてください。

※公開で実施結果の報告

補助金の交付を受けた団体は、対象事業が終了した後、事業の実施結果を公開しなければなりません。

※実施結果について発表の場を設ける場合がありますので、ご協力をお願いします。

## 15 補助金の返還

交付した補助金に残額が生じたとき、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したときは、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

## 市民活動推進委員会

## 団体

補助金審査申込書類提出(P6参照)  
募集期間 1月9日～1月19日

2月上旬(予定) 団体への事前質問

2月中旬(予定) 団体からの回答

2月中旬 書類審査【一次審査】  
(P8～9参照)

2月下旬 選考結果通知

プレゼンテーション書類提出  
(1次選考結果とともにお知らせします。)

3月17日(予定) プレゼンテーション審査【二次審査】(P8～9参照)

3月下旬 選考結果通知(認定通知)

## 海老名市

4月上旬補助金交付申請書提出

補助金交付決定通知

(通知受理後) 請求書提出

補助金交付

事業の実施

事業終了

事業報告書類の提出(P10参照)

補助金額確定

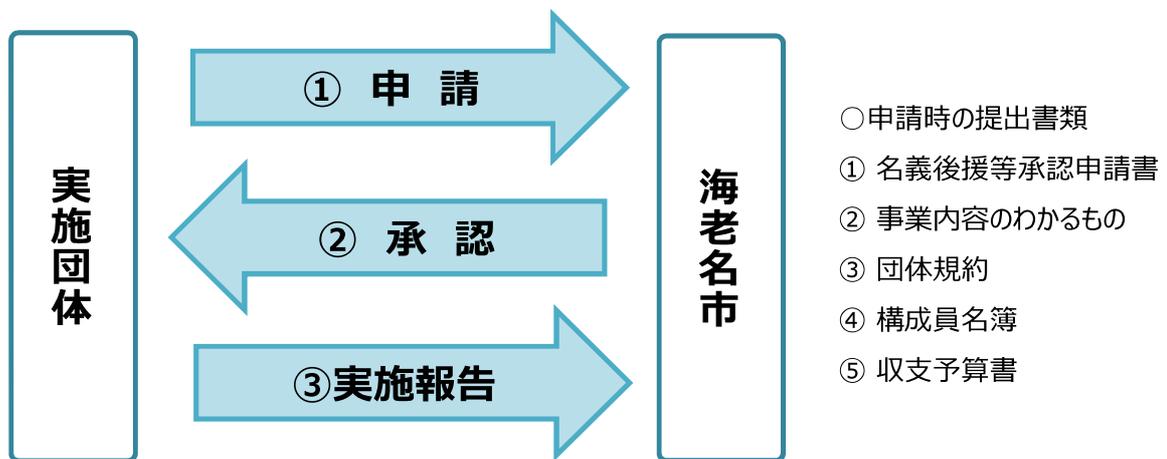
## ● 市民活動補償制度

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、予期せず発生した事故について補償を行うことを目的としています。市が市民活動団体等を被保険者として保険会社と契約し、保険料を支払っているため、市民の皆さんが事前に申し込むことや保険料の支払いは必要ありません。ただし、状況によっては、補償の対象にならない場合があります。詳しくは、市民活動推進課へお問合せ下さい。

※他に補償される保険契約が存在する場合は、本制度の支給対象にはなりませんのでご注意ください。

## ● 名義後援

公共性等、市の基準に該当する事業は、市の名義後援を受けることができます。



提出書類を市民活動推進課（海老名市役所 5 階）までお持ちください。

内容の審査後、海老名市の名義後援事業として承認されましたら、承認書を送付いたします。

その際、事業報告書も同封いたしますので、事業実施後に決算書と一緒にご提出下さい。

（申請書を受理してから承認されるまで約 2 週間ほどかかりますので、あらかじめご了承ください）

## ● 市内公共施設へのポスター掲示・チラシ配架時のご注意

市内公共施設へのポスター掲示・チラシ配架をする際は、海老名市の許可が必要です。

掲示・配架したいものを海老名市役所に直接お持ちください。

市内公共施設へ直接持参した場合、配架までお時間を要する場合がございます。

## お問合せ先（担当課）

制度について、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

海老名市役所 市民活動推進課 市民活動推進係（市役所 5 F）

TEL 046-235-4794 FAX 046-231-2670

問い合わせフォーム 市HPトップ画面→窓口案内→市民協働部市民活動推進課→問い合わせ

平成 年度 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書

平成 年 月 日

海老名市長 殿

申込者 所在地

名 称

代表者氏名

印

次の事業について、補助金の交付を受けたいので、海老名市市民活動推進補助金交付要綱第7条の規定により審査申込します。

①事業の区分 入門編（上限10万円） ・ 発展編（上限30万円）	
②事業の名称 <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">事業の内容や目的を表すような、分かりやすい名称をつけてください。 例) ●●●●事業</span>	
③事業費総額 <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">第2号様式の支出の部の合計金額</span> 円	④補助金交付審査申込額 <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">③の内、補助金として交付を受けたい金額</span> 円
⑤補助金の使途 <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">補助金（上記④）の使途。購入する消耗品や、講師料など。 例) 講師謝礼、会場使用料、ポスター作成費、参加者配布資料の作成費</span>	
⑥現状の課題と事業目的 <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">どのような理由で、どのような解決をめざして事業を実施するのかを記入してください。</span>	
⑦事業内容 <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">実施する事業の内容を記入してください。（日時、場所、参加費、定員、講師名など） 例) ●●●●事業 日時：11月下旬 場所：市民活動センタービナレッジホール 参加費：300円 定員：100名 講演会の後、情報交換会を実施する。</span>	
⑧事業を実施することによる効果 <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">事業を行うことで、参加者がどのような利益や効果を得られるかを記入してください。</span>	

⑨前年度と比較し、拡充・縮小した内容 ※前年度に実施している場合に記入

発展編で申込している場合：

平成 29 年度に比べ、事業として発展させる内容を記入してください。

入門編で申込している場合：

今年度、より活動を軌道に乗せるために実施する内容を記入してください。

事業の実施スケジュール

年 月 日	内 容
	講演会やイベント等、実施する事業のスケジュール、その内容を記入してください。
H30. 6	第 1 回実行委員会
H30. 7	会場手配
H30. 8	市の広報（市民のひろば）へ掲載や市コミセンへの掲示依頼
H30. 9	第 2 回実行委員会
H30. 10	第 3 回実行員会、出演講師との打合せ
H30. 11	事業実施（下旬）

⑩事業実施体制

実施する事業について、団体の組織体制、PR方法、講師の選定方法、事業会場の設定方法などを記入してください。

⑪今後の展望

今後、審査申込事業や団体の活動をどのように進め、広げていくのかを記入してください。

添付資料

- 1 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第 2 号様式）
- 2 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第 3 号様式）
- 3 団体の規約、会則又は定款又はこれに類するもの
- 4 団体の役員名簿又はこれに類するもの
- 5 団体の活動が分かる会報等





平成 年度 海老名市市民活動推進補助金収支予算書

事業名称 ●●●●事業

1 収入の部 (単位 円)

科目	予算額	説明
会員費	●●円	会員●名×●●円（年会費とは別に、この事業のために徴収）
参加費	●●円	参加者●名×●●円
海老名市補助金	●●●円	
収入合計（A）	●●●円	

2 支出の部 (単位 円)

補助金の 充当	科目	予算額	説明
○	講師謝礼	●●円	
○	講師交通費	●●円	片道●●円（往復●●円）
	印刷費	●●円	事業広告チラシ（50円/1枚×●●枚）
	会場利用料	●●●円	えびな市民活動センタービナレッジ1階ホール （1,500円/h×●h）
○	当日配布資料	●●円	50円/1枚×●ページ×●部
○	通信費	●●円	参加チケット郵送代（80円×●名）
	支出合計（B）	●●●円	

※補助金を充当する科目は、「補助金の充当」欄に○印を付けてください。

3 収入合計（A）－支出合計（B）＝ 0円

平成 年度 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書

団体名称	
①所在地 (運営拠点)	〒 住所 TEL FAX Eメール ホームページ
②連絡担当者及 び連絡先 (日中の連絡先)	担当者氏名 (役職 ) TEL FAX Eメール 郵便物送付先住所 〒 住所
③設立年月日	年 月 日 (法人格取得年月日 年 月)
④設立目的・ 経緯	なぜ、団体を設立したのか。設立のきっかけ等を記入してください。
⑤主な活動内容	団体の活動内容（講演会や情報交換会の回数、どのような団体が活動しているかなど。）を記入してください。
⑥主な活動場所	団体の活動している施設や場所等を記入してください。
⑦活動実績 (過去2年以内 の主な活動実績)	過去2年、団体がどのような活動をしていたかを記入してください。 設立から2年未満の場合は、過去1年で構いません。



(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市市民活動推進条例（平成22年条例第8号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づく市民活動に対する支援の実施に当たり、市民活動団体の育成を図り、もって市民活動の健全な発展を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 条例第2条第2号に規定する市民活動をいう。
- (2) 市民活動団体 条例第2条第4号に規定する市民活動団体をいう。
- (3) 海老名市市民活動推進委員会 条例第9条第1項に規定する海老名市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、主として市内で行われる市民活動とし、補助事業の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。

- (1) 入門編 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業
- (2) 発展編 団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業又は活動の発展を目的に次の一步として新たに行う事業

2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助制度を利用している事業は、補助の対象としない。

(補助対象団体)

第4条 補助の対象となる団体は、3人以上で構成する市民活動団体（以下「団体」

という。)とし、団体の構成員の過半数以上が市内在住、在勤、在学者であることとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食費
- (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等

(補助金の額等)

第6条 補助金の額及び交付回数は、別表のとおりとする。

(補助金の交付受付)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書(第1号様式)に次の書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 海老名市市民活動推進補助金収支予算書(第2号様式)
- (2) 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書(第3号様式)
- (3) 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの
- (4) 団体の役員名簿又はこれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認めた書類

(諮問)

第8条 市長は、前条による書類が提出されたときは、補助事業の選考及び補助金の額について、委員会に諮問する。

2 委員会は、諮問を受けた補助事業を調査審議し、その結果を市長に答申する。

(交付対象事業の認定)

第9条 市長は、前条第2項による委員会の答申を受けたときは、予算の範囲内において補助事業及び補助金の額を認定する。

2 市長は、前項の規定により補助事業及び補助金の額を認定する場合にあっては、その団体に対して海老名市市民活動推進補助金認定通知書（第4号様式）を交付し、認定しない場合にあっては、その旨を通知する。

（補助金の交付申請）

第10条 前条第2項の規定により海老名市市民活動推進補助金認定通知書を交付された団体で、補助金の交付を受けようとする者は、認定された補助金の額の範囲内で海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）を市長が別に定める期日までに提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、補助金の交付の適否について決定し、適当と認めるときは補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、その団体に対して海老名市市民活動推進補助金交付決定通知書（第6号様式）を交付する。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者（以下「補助事業者」という。）は、海老名市市民活動推進補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

（補助事業の変更等）

第13条 補助事業者は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市市民活動推進補助金変更・中止承認申請書（第8号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、補助事業の変更又は中止の適否について決定し、適当と認めるときは海老名市市民活動推進補助金変更・中止承認通知書（第9号様式）により補助事業者に通知する。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、海老名市市民活動推進補助金

実績報告書（第10号様式）及び海老名市市民活動推進補助金収支決算書（第11号様式）に關係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市市民活動推進補助金確定通知書（第12号様式）により補助事業者へ通知する。

（活動結果の公開等）

第16条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、補助事業の内容を公開する。

2 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、公開で補助事業の活動報告を行うものとする。

（決定の取消し等）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の返還を補助事業者に命ずるときは、海老名市市民活動推進補助金返還通知書（第13号様式）により行うものとする。

2 補助事業者は、前項の通知書を受けたときは、当該通知書を受けた日から30日以内に当該通知書に記載された返還金額を、市長に返還しなければならない。

（書類の整備等）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月27日から施行する。

《平成22年4月1日制定》

《平成26年12月20日一部改正》

別表（第3条、第6条関係）

区分	補助対象事業	補助金の額	補助金の交付回数
入門編	第3条1項1号に規定する事業	上限10万円	1団体につき、1回のみの交付とする。
発展編	第3条1項2号に規定する事業	上限30万円	1団体につき、3回まで交付することができる。ただし、当該年度に1回のみの交付とする。

備考 当該年度に審査申込できるのは1事業のみとします。